平成２２年（フ）第４１８号
岐阜市福光南町22番４―105号　丸橋ビル
債務者　佐藤　公英
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３５号
岐阜市茜部菱野２丁目48番地　菱野荘110号室
債務者　面屋　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４２号
岐阜市北一色９丁目８番７号　アップルハウス岐阜北一色206号室
債務者　奥村　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４８号
岐阜県関市東新町３丁目173番地２
債務者　中島　道雄
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５２号
岐阜市茂地264番地７
債務者　大西　節子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
岐阜県瑞穂市別府2258番地　雇用促進住宅２棟110号
債務者　熊谷ペドロ健二こと　クマガイ・ペドロ・ケンジ
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
滋賀県東近江市小田苅町1017番地
債務者　小林　孝弘
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１１号
鳥取県岩美郡岩美町大字本庄281番地１
債務者　中田　和恵
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９号
鳥取県八頭郡若桜町大字高野177番地
債務者　川上　人美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２６号
鳥取県八頭郡八頭町稲荷182番地４
債務者　山根　康一
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９８号
鳥取県境港市馬場崎町214番地４　ポートタウンＣ202号
債務者　荒木麻由美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３４号
鳥取県西伯郡大山町御来屋756番地１
債務者　吉尾増太郎
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０３１号
広島市西区己斐本町２丁目８番11―602号
債務者　シーオーエムこと　益永　　進
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３２号
広島市西区己斐本町２丁目８番11―602号
債務者　益永　京子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０６号
広島県東広島市黒瀬町菅田547番地１　コーポブライトＡ102
債務者　有間　敏雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
広島県尾道市西久保町５番29号
債務者　長尾　庄司
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
広島県尾道市向島町451番地２
債務者　林　　俊介
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
愛媛県松山市北条990番地25
債務者　武智　雄二
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
松山地方裁判所